第８回九州厚生局 地域共生社会推進会議	資料２
令和８年１１月13日	

構成員からご提出いただいた資料

福 岡 県

地域共生社会の実現に向けた
福岡県の取組状況

福岡県福祉こども政策部福祉総務課

管内市町村の重層的支援体制整備事業の実施状況

実施市町村の推移

県内60市町村（29市29町2村）

事業名	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度以降（予定）
重層的支援体制整備事業	5	11	15	17	17
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	10	4	3	-	-

※ 令和７年度に移行準備事業を実施した３市町村のうち、１市が重層的支援体制整備を断念
理由：国の要件が厳しくなっており、先行きが不透明
事務負担も大きく、現存体制で対応・整備する

県における取組

（1）市町村職員向け基礎研修

【対象】市町村職員及び市町村社協職員

【内容】（全2回）

〇第1回：令和8年6月26日開催（52市町村、106名参加）

- 地域共生社会や重層的支援体制整備事業、包括的な支援体制についての講義
  講師：認定 NPO 法人 抱樸 希望のまち事業部 部長
  重層的支援体制整備事業 統括責任者 中間 あやみ 氏
- 先進自治体からの実践報告
- 市町村担当者間の交流

〇第2回：令和8年11月16日開催（予定）

- コーディネーターの必要性、求められるスキルについての講義
- グループワークを通じた現状の振り返り
- 先進自治体からの実践報告

県における取組

（２）支援機関職員向け研修

【対象】各分野における支援機関の職員、市町村職員、市町村社協職員

【内容】（全2回）

〇第1回：令和8年9月9日開催（41市町村、108名参加）

- 各支援機関（高齢、障がい、こども、生活困窮、ひきこもり）の取組について県から説明
- 連携事例に関する自治体からの実践報告
- グループワークによる事例検討



〇第2回：未定

県における取組

（3）市町村へのアドバイザー派遣

【対象】6市町

【内容】各市町１～３回
- 体制整備を目指す市町に派遣し、状況に応じたオーダーメイド型の支援を行う。
- 現状確認、課題整理を実施後、アセスメントシートの運用、総合相談窓口の運用、調整役としての会議の実施方法等について助言。
- 市町訪問のほか、オンラインでの助言やメールによる個別質問にも対応。

※重層事業実施中の８市町からも要望があったため、別途アドバイザーへの相談会を開催予定。



県における取組

（4）その他

○ 庁内連携会議：市町村の体制整備状況に加え、孤独・孤立対策等について情報共有及び意見交換を実施。

○ 県社会資源名簿の作成：庁内関係課が把握している国や県で所管する相談窓口、民間の支援団体などの社会資源を統合した「福岡県社会資源名簿」を作成。

【検討中】
○ 市町村への調査：各市町村の包括的支援体制整備状況
→何をもって、支援体制が整備されているとするのか

意見を伺いたいこと

○ 包括的な支援体制の整備ができているとは？

○ 国が示したロジックモデルをどう活用していく？

佐 賀 県

佐賀県の取組について

令和８年11月13日
佐賀県社会福祉課

孤独・孤立対策について

社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況。加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

令和６年４月　孤独・孤立対策推進法　施行

プラットフォーム構築

官民の様々な主体が顔の見える関係を作り、連携・協働を促進する場として、官民連携プラットフォームを構築すること

佐賀県では、令和7年度に官民連携プラットフォームを立上げ！



・保健
・医療
・福祉等

地域協議会設置

個々の当事者等への具体の支援内容について、構成機関等の間で協議する場として、孤独・孤立対策地域協議会を置くこと

今後、市町域での協議会設置に向けて働きかけていく

人材の確保

当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずること

「つながりサポーター」養成講座などを開催し人材を養成

現在９８名！

出典：内閣府提供資料を参考に県で作成

孤独・孤立対策について

佐賀県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要

令和７年12月23日立上げ

愛称	Swacca(すわっか)	佐賀の「S」とつながりの「輪っか」から。佐賀のことばの「座っか（座ろうか）」と同じ音。同じ目線で横に腰を下ろし、「あなたの話を聞くよ」という気持ちや、“佐賀県みんなが優しさでつながるように”という願いを込めた。
事務局	佐賀未来創造基金、県社会福祉協議会、県社会福祉課	プラットフォーム運営
世話人の会	・西九州大学健康福祉学部　黒田 学部長 ・スチューデント・サポート・フェイス　谷口 代表 ・ｐｏｃｏ　ａ　ｂｏｃｃｏ　寺野 理事長 ・市民生活支援センターふくしの家　江口 理事長 ・佐賀未来創造基金　山田 代表理事 ・県社会福祉協議会まちづくり課　小松 課長	プラットフォームの具体的な活動内容等の検討
参画団体	**１３４団体**（令和８年１０月末時点）	ＣＳＯ、社協、関係機関・団体、行政など多種多様な主体が参画

分野を超えた支援機関（CSO）等のつながり強化
- 定期的な交流会
- 民主導の基金づくり検討

孤独・孤立の人が声を上げやすい社会づくり
- 広報イベント
- デジタル活用による相談機能等検討

誰もが支援者・担い手になる働きかけ
- 担い手づくりの研修会

課題を可視化し解決策を共創
- 市町地域協議会設置の促進
- 地域資源マップ作成

今年度、プラットフォーム構成員向けの交流会（開催済）や広報イベントを開催する予定

長 崎 県

みなが咲き、ながさき。

令和8年11月
九州厚生局地域共生社会推進会議

長崎県における
包括的な支援体制の構築に向けた取組

長崎県福祉保健部福祉保健課

包括的な支援体制整備に向けた県の考え方

みなが咲き、ながさき。

社会福祉法改正を踏まえ、
県内**全21市町において包括的な支援体制の整備を進める**ため、
次の**3つの方向性**で支援

1　重層的支援体制整備事業　　※R8実施：長崎市、佐世保市、五島市、西海市
・相談支援基盤を有し、もしくは重層事業を活用し、多機関協働等の機能強化を目指す市町

2　小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業
・人口減少や人材不足により分野別体制の維持が課題となる市町

3　地域の実情に応じた独自の取組
・既存制度や地域資源を活用し必要な機能を確保できる市町

➡「重層ありき」ではなく、市町の状況に応じた体制整備を支援

市町支援の取組①　重層的支援体制整備事業実施市への支援

「重層的支援体制整備事業実施市の意見交換会」（令和8年8月4日）

目的：　重層的支援体制整備事業実施市における
　　包括的支援体制構築に向けた実践の充実・ステップアップ

対象：　県内4市（事業委託先含め参加）

内容：　実施市から事前にテーマを事前募集し、
　　課題や工夫を共有、相互の意見交換を実施

アドバイザー：　滋賀県守山市 健康福祉政策課長　　犬丸 智則 氏

市町支援の取組②　県内全市町向け研修会（情報交換会）

「地域共生社会の推進・包括的支援体制にかかる研修会」（令和8年10月29日）

目的：　国の施策動向・先進事例の共有と市町相互の学び合い

対象：県内全市町（関係事業実施団体（社協や生困事業等委託先など）を含む）

内容：

厚生労働省による行政説明「包括的な支援体制に係る直近の政策動向」

県内実施自治体による実践報告

①佐世保市、②東彼杵郡波佐見町、③北松浦郡佐々町

模擬事例対応に関するグループワーク、意見交換

市町支援の取組③　包括的支援体制の見える化

「包括的支援体制の見える化チェックシートの作成」

国調査研究事業（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）の成果を参考に作成

・勉強会・説明会（12月）

　対象　：　市町（市町社会福祉協議会）

　内容　：　① ロジックモデル・指標案の解説

　　② 県版チェックシート（案）の説明

・各市町で試行し、結果を集約、シートのブラッシュアップ

・地域福祉（活動）計画の見直しや体制整備に活用

その他の取組

長崎県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム講座

誰かと食べることの大切さ
～食と居場所でつながる地域づくり～

令和8年8月26日(水)14:00～16:00

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

プログラム	登壇者
【開会挨拶】	長崎県福祉保健部福祉保健課 企画監　西村　武士
【講演】 孤独・孤立対策とは？ ～「つながり」と「いばしょ」～	内閣府孤独・孤立対策推進室 参与　大西　連氏
【県内の実践紹介①】 地域がつながる居場所 ～食を通した誰もがつながる 地域づくり～	つながる長崎　（長崎市） 代表　西田　広子　氏
【県内の実践紹介②】 みんなでつくるあたたかな居場所と つながり	みんなでワハハ　（川棚町） 代表　藤田 直子 氏
【クロストーク】 実践から考える地域の役割と 今後の展望	内閣府参与　大西氏 つながる長崎代表　西田氏 みんなでワハハ代表　藤田氏



熊 本 県

熊本県
Kumamoto Prefecture

Ｒ８ 年度	第８回九州厚生局 地域共生社会推進会議　資料

地域共生社会の実現に向けた
熊本県の取組状況

令和８年（２０２６年）１１月１３日（金）
熊本県 健康福祉部 健康福祉政策課

地域共生社会の実現に向けた熊本県の取組状況

1　熊本県の取組方針

市町村における包括的な支援体制整備を推進するため、重層的支援体制整備事業を実施する市町村への支援とともに、既存の地域資源を活用した包括的な支援体制整備に取り組む市町村への支援を実施する。

2　県内市町村の包括的な支援体制の整備状況

＜重層的支援体制整備事業＞

	R３	R４	R５	R６	R７	R８
全　国	４２	１３４	１８９	３４６	４７３	５８５
熊本県	－	１	２	８	１１	１４

※R7.10月厚生労働省調査結果（厚生労働省ホームページ）

＜包括的な支援体制＞

整備されている	２６市町村	５８％
令和８年度整備予定	１町	２％
令和９年度以降整備予定	１８市町村	４０％

※R8.3月末県調査に対する市町村回答結果

地域共生社会の実現に向けた熊本県の取組状況

3　熊本県における市町村への後方支援（地域共生社会推進事業）

市町村伴走支援事業

重層的支援体制整備事業の実施の有無に関わらず、県内全市町村を対象とした、段階的な研修会を実施。

（研修の意図）

- 毎回のグループワークの成果物として具体的なアクションプランを作成し、その考え方を市町村と関係機関で共有し、包括的な支援体制の整備、充実させるパーツとして活用。
- 各回の研修後、学んだことを実践してもらい、次回の研修で共有し、包括的な支援体制の整備の取組みを更に深化させる。
- 市町村同士で悩み事や隘路を話し合える顔の見える関係を構築する。

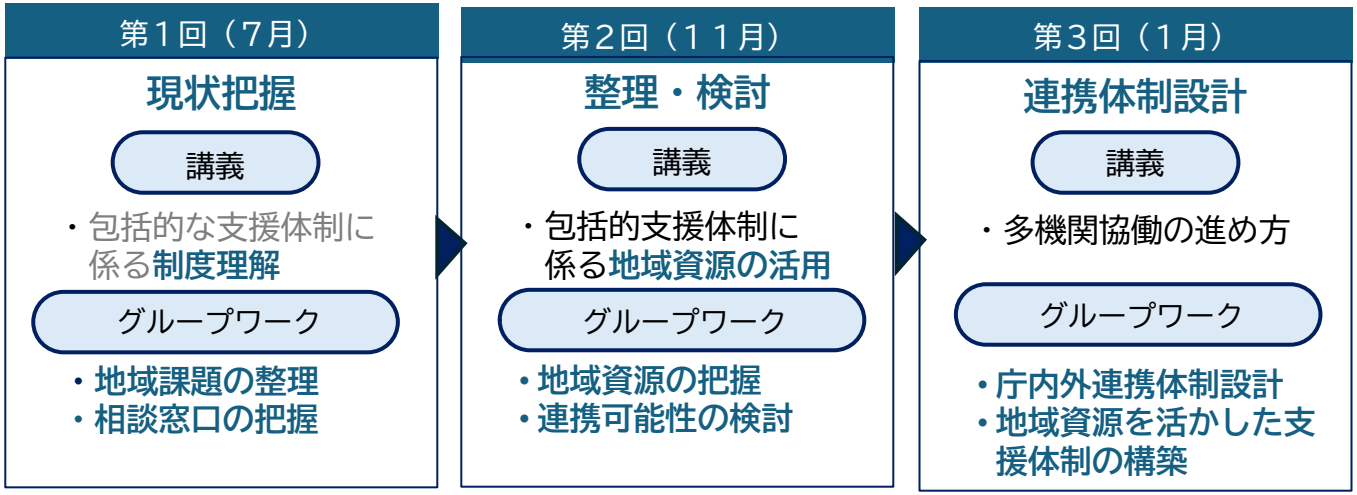

地域共生社会の実現に向けた熊本県の取組状況

３　熊本県における市町村への後方支援（地域共生社会推進事業）

市町村伴走支援事業

①全体研修会（Ｒ６～Ｒ８）

目的：市町村の疑問を解消し、重層的支援体制整備事業を含む包括的な支援体制の構築を推進

対象：県内全市町村及び関係支援機関

実績：Ｒ６　令和６年１０月　８日開催（約６０名参加）
　　Ｒ７　令和７年　６月１６日開催（約９０名参加）
　　Ｒ８　令和８年　７月２２日開催（約９０名参加）

＜第１回研修会の開催状況＞

- 厚生労働省が実施する都道府県キャラバンを活用。
- 既存の地域資源を活用した市町村の包括的な支援体制の構築等について説明し、地域課題や相談窓口の状況についてグループワークを行った。
- 参加者アンケートでは、以下のような意見が挙がった。

「他市町村の職員との交流はなかったので、現場での話を聞くことができてよかった」

「包括的な支援体制整備の事例の話をもっと聞きたかった」

「実際の体制整備や地域づくり、参加支援の展開をどう進めていくのか、マンパワーの確保も含め課題の解消へのアドバイスが欲しい」





グループワークで出た意見

地域共生社会の実現に向けた熊本県の取組状況

３　熊本県における市町村への後方支援（地域共生社会推進人材育成事業）

（１）地域福祉活動実践アドバイザー派遣事業（Ｒ１～Ｒ８）

目的：身近な地域で住民が支え合う小地域ネットワーク活動を全市町村に普及することにより、誰もが身近な地域で安心して生活できるまちづくりを推進するため、先進市町村社協職員や地域福祉の専門家をアドバイザーとして派遣
対象：ネットワーク活動に取り組む市町村社協
実績：Ｒ６：６回派遣　Ｒ７：３回派遣　Ｒ８：６回程度派遣予定

（２）地域のつながり向上研修事業（Ｒ１～Ｒ８）

目的：地域住民の地域福祉活動への参加を促すとともに、地域福祉の考え方を理解して地域の課題やニーズをまとめ、地域福祉活動のリーダーとなる人材（福祉のまちづくりリーダー）を養成するための研修を実施
対象：自治会長・県内団体等
実績：Ｒ６：４回開催（延べ約２６０名参加）　Ｒ７：５回開催（延べ約２９０名参加）
Ｒ８：災害対応のため中止

（３）地域共生社会推進人材養成研修事業（Ｒ２～Ｒ８）

目的：複合化・複雑化した課題に対応でき、既存の相談支援機関間のコーディネートなどを行う人材等地域共生社会を推進する人材の養成に取り組み、市町村が行う包括的相談支援体制の構築を支援
対象：相談支援包括化推進員、生活支援コーディネーター等
実績：Ｒ６：Ｒ７年１月１６日開催(約４０名参加)　Ｒ７：Ｒ８年２月３日開催(約６０名参加)
Ｒ８：Ｒ９年１月開催予定

地域共生社会の実現に向けた熊本県の取組状況

4　その他の取組（孤独・孤立対策との連携）

熊本県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置

設　置　日	令和７年（2025年）７月２２日
参画団体等	地方公共団体、支援団体、地域住民その他の関係者（保健・医療・福祉等の専門機関、社協、民生委員等）
目　　的	関係者相互の連携・協働を促進
主な取組み	**孤独・孤立の実態把握**、取組方針の策定、**関係者間の情報共有**、**啓発**、**人材確保・育成研修等**

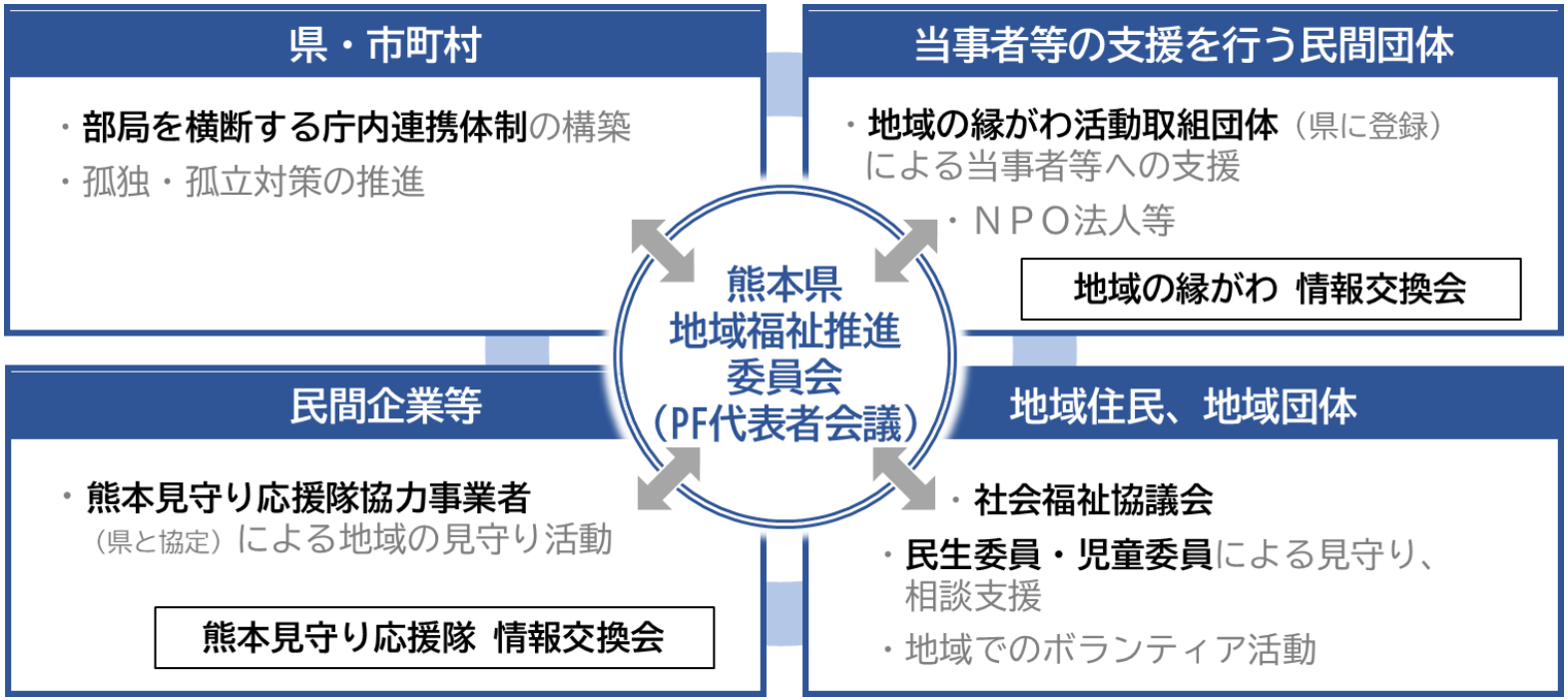

地域共生社会の実現に向けた熊本県の取組状況

参考資料１

関連 ① 地域の縁がわ

～地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域の居場所～

地域の公民館、保育所や高齢者施設などの社会福祉施設、空き店舗や廃校舎などを利用し、住民有志や自治会、NPO法人、社会福祉法人などの多様な主体により、様々な「地域の縁がわ」が運営されている。
（登録数：４２６か所）※令和８年１０月末現在

各地域の縁がわは熊本県ホームページに掲載。
⇒ https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/51301.html



○新たな取組み

各地域の核となる縁がわ団体育成のためのワークショップの開催

第１回ワークショップin菊池地域	令和８年　９月１８日
第２回ワークショップin阿蘇地域	令和８年１０月２３日
第３回ワークショップin熊本市	令和８年１１月１６日
第４回ワークショップ	令和８年１２月（予定）



第1回ワークショップの様子

地域共生社会の実現に向けた熊本県の取組状況

参考資料２

関連 ② 熊本見守り応援隊

熊本見守り応援隊

- それぞれの機関が役割を持ち、積極的に協力・連携して必要な見守り活動を行う。
- 普段の見守りにより、地域住民の異変に早期に気付き、相談・解決につなげる。
- 訪問を敬遠される世帯なども、日常業務での関わりで異変に気付き予防や支援につなげる。

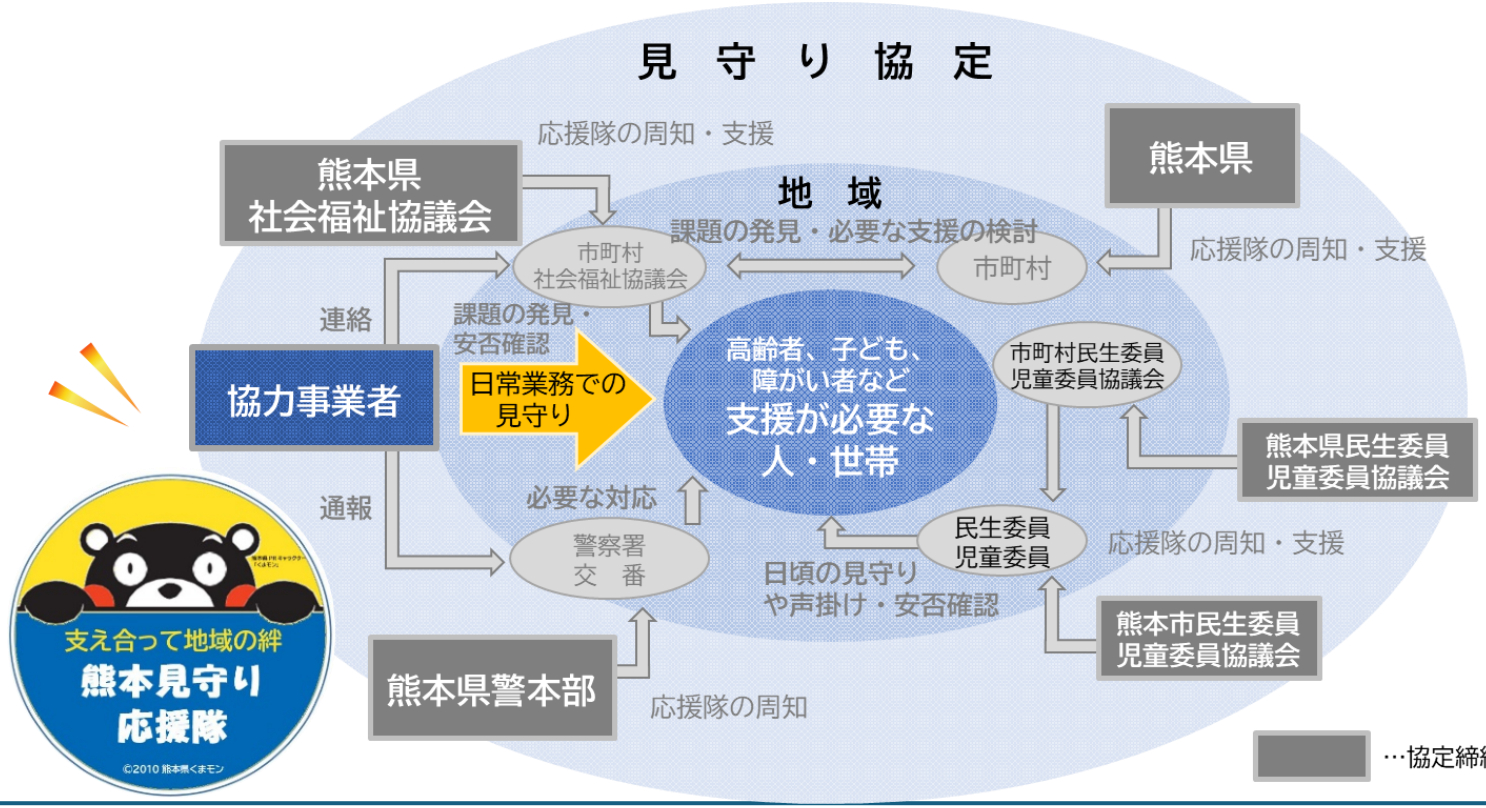

地域共生社会の実現に向けた熊本県の取組状況

参考資料３

今後の展開

・市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、研修会や包括的な相談支援に対応できる相談員の養成を継続。

・包括的な支援体制を構築する方策の一つとして国が創設した重層的支援体制整備事業を実施する市町村からの事業実施に関する相談等に対応。（令和８年度１０月末時点：２２件）

・「地域の縁がわ」等の既存の地域資源を活用した、重層的支援体制整備事業によらない方法での包括的な支援体制の整備を推進。

【「地域の縁がわ」等を活用した市町村における包括的支援体制】

・本県では、令和８年熊本地震により被災地での孤独・孤立が懸念されている。

・災害により分断された住民コミュニティの再生を図るため、誰もが気兼ねなく集える「地域の縁がわ」等を交流の核として機能させる。

・住民同士が互いに見守り、些細な困りごとや不安を早期に分かち合える環境を整えるとともに、縁がわ団体・市町村・専門機関、地域支え合いセンターが連携し、迅速かつ適切な支援へ繋げるスキームを確立する。

大 分 県

地域共生社会の実現に向けた大分県の取組状況

（第８回九州厚生局地域共社会推進会議）

令和８年１１月１３日（金）

大分県福祉保健部
福祉保健企画課

年度	国の動向	県内の取組状況	
		モデル事業・移行準備事業	重層的支援体制整備事業
H27	(9月)「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」　⇒**「全世代の地域包括支援体制」を目指す**		
H28	(6月)「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ⇒**「我が事・丸ごとの地域共生社会」を明記**		
H29	(9月)「地域力強化検討会」最終とりまとめ公表	旧モデル事業（杵築市）	
H30	(4月)改正社会福祉法（１０６条の３など）施行 ⇒**「包括的支援体制」が市町村の努力義務化**	旧モデル事業（杵築市）	
R元	(12月)「地域共生社会推進検討会」 最終とりまとめ公表	旧モデル事業 （中津市、竹田市、杵築市）	
R3	(4月)改正社会福祉法（１０６条の４など）施行 ⇒**「重層的支援体制整備事業」の創設**	・**中津市**・**竹田市**・**杵築市**・**九重町** 計4自治体	・**津久見市** 計1自治体
R4		・九重町・**大分市**・**由布市** 計3自治体	・津久見市・**中津市**・**竹田市**・**杵築市** 計4自治体
R5		・大分市・由布市・**別府市**・**日田市** ・**佐伯市**・**宇佐市**・**豊後大野市** ・**国東市**・**日出町**・**玖珠町**　計10自治体	・中津市・津久見市・竹田市・杵築市 ・**九重町** 計5自治体
R6		・別府市・日田市・佐伯市 ・豊後大野市・由布市・国東市 ・日出町・**豊後高田市**　計8自治体	・中津市・津久見市・竹田市・杵築市 ・九重町・**大分市**・**臼杵市**・**宇佐市** ・**玖珠町**　計9自治体
R7	(5月)「地域共生社会の在り方検討会議」 中間とりまとめ公表 (12月)「社会保障審議会福祉部会」報告書公表	・別府市・日田市・佐伯市・日出町 計4自治体	・大分市・中津市・臼杵市・津久見市 ・竹田市・杵築市・宇佐市・九重町 ・玖珠町・**豊後大野市**・**由布市**・**国東市** 計12自治体
R８	(4月)改正社会福祉法　閣議決定 (6月)**改正社会福祉法　公布**	**機能集約化による包括的支援体制整備モデル事業（佐伯市）**	・大分市・中津市・臼杵市・津久見市 ・竹田市・杵築市・宇佐市・豊後大野市 ・由布市・国東市・九重町・玖珠町 ・**日田市**・**日出町**　計14自治体

※下線は新規実施の自治体

重層的（包括的）支援体制の整備における県内市町村の課題

○ 総合相談窓口を市役所内部に設置したが、つなぎ先となる庁内関係課との連携がうまくいかない。
○ 市と社協や社会福祉法人など多機関が協働するための良い方策を教えてもらいたい。
○ アウトリーチ支援の効果的な実施方法を専門家から指導してもらいたい。
○ 支援検討会議を設置したいが、地域内に福祉専門職が少なく、アドバイザーが確保できない。
○ 参加支援のメニューをどのように開発したらよいか、悩んでいる。
○ 重層事業を開始したものの、支援策の評価をしてくれる専門家が地域内にいない。
○ 地域づくり事業を進めているが、障がいと子育て分野の連携が進んでいない。

市町村支援のあり方について、ネットワーク構築による機運醸成（R3～5）から
地域の個別課題の解決に向けた支援（R6～8）へのシフトチェンジを実施
更に、R9からは孤独・孤立対策も含めたプラットフォーム機能の強化を検討

大分県地域共生社会構築推進事業

現状・課題

- ◆ 少子高齢化や核家族化の進行等による**地域の支え合い機能**が低下
- ◆ 社会全体のつながりが希薄化する中、コロナ禍の影響により人と人との接触機会も減り、**孤独・孤立の問題が顕在化**
- ◆ 地域住民が抱える**生活課題が複雑・複合化**（8050世帯、介護・育児のダブルケア、ヤングケアラー等）

誰もが共に支え合い一人ひとりが生きがいや役割を持って暮らすことのできる地域共生社会の実現を図る

県地域福祉基本計画 目標指標（令和７年度～令和１１年度の５か年計画）	策定時点（R6）	目標値
包括的な支援体制が整備されている市町村数（長期総合計画の目標指標と兼ねる）	**9市町**	**全市町村**
高齢者、子育て家庭等、多世代交流・支え合い活動の実施主体数	515組織	600組織
すべての住民を対象にしたアウトリーチ支援体制が整備されている市町村の数	11市町	全市町村
市民後見人養成研修実施市町村数	13市村	全市町村
生活困窮者の支援プラン作成者のうち、自立に向けて改善が見られた方の割合	93．7%	95．0%

R8の取組 （事業費 105,523千円）

(1) 多世代交流・支え合い活動の推進 (17,200千円)

- **コーディネーター配置費用への助成** （上限 1,500千円）
- **活動充実の取組経費への助成** （上限 500千円）
- **拠点の整備・改修費への助成** （上限 500千円）

<助成スキーム：県4/5、市町村等1/5>

(2) 包括的支援体制を構築するための人材育成 (5,587千円)

- **人材養成研修の開催（県社協委託）**
  包括的な支援体制に向けたプロセス等を検討することで、自ら相談支援の方策や組織変革等の必要な体制整備に取り組むことができるためのマネジメント力の向上を図る

(3) 多分野の専門職が連携した市町村支援 (4,604千円)

- **包括的支援体制のスーパーバイズ（大分大学委託）**
  包括的支援体制の整備に向けた相談体制や地域づくりに関する専門職等を派遣し、市町村で対応困難な地域課題の解決を図る

(4) 市町村の重層的支援体制整備事業への支援 (62,482千円)

- **重層的支援体制整備事業交付金の県負担分**
  ・10市3町（国1/2、**県1/4**、市町村1/4）
  ・ 1市 （国1/3、**県1/3**、市町村1/3）※事業開始から5年経過後

(5) 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備 (11,317千円)

- **中核機関（地域権利擁護相談支援センター）の機能強化**
- **市民後見人の養成等の推進**
- **関係機関との連携強化に向けた連絡会議の開催**

(6) ユニバーサルデザインの推進 (4,333千円)

- **あったか・はーと駐車場制度の安定的な運用**
- **福祉のまちづくり協議会の開催**

「包括的支援体制支援スーパーバイズ事業」の流れと仕組み

地域活動団体、市町村社協等

多世代交流活動等の立上げ

【相談内容の例】

○どのような地域や団体に参加を呼びかけたらよいか

○多世代交流プログラム内容を考えたい

○他分野との交流・連携の手法を教えてほしい

相談

市町村



相談

包括的な相談支援体制の構築

【相談内容の例】

○複合的な課題に対する、関係機関との情報共有や支援に向けた連携体制をどのように作ればよいか

○庁内連携の手法についてアドバイスがほしい

○支援プランの評価をしてくれる専門家をどのように確保すればよいか

○参加支援のメニューをどのように開発すればよいか

相談

【事務局】大分大学福祉健康科学部

○相談内容の整理と対応策等の検討

⇒スーパーバイザー（ＳＶ）の選定・派遣

○伴走支援、モニタリング

○ケースカンファレンスを通じた対応力養成

○連絡会でのSV・市町村間の情報共有

○大分県孤独・孤立対策プラットフォーム

※SV派遣及び連絡会出席にかかる報償費や旅費は事業費（県からの委託料）より支弁



事務局長　相澤 仁
（福祉健康科学部　特任教授）

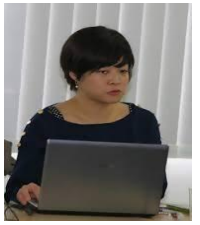

コーディネーター　白木 里恵子
（福祉健康科学部　研究推進員）

スーパーバイザー（SV）

先駆的・先行的な取組実績や専門性を有する実践者・団体を登録

【包括的相談支援】１６名・団体（職能団体等）

【地域づくり】　　７名

(R7.10現在)

スーパーバイザーの活用事例（包括的相談支援）

※個別事例を参考にアレンジしたものです

事案①：福祉の総合相談窓口の運営における庁内連携と組織体制の見直し

〇スーパーバイザー：市町村社会福祉課　Ａ課長
〇派遣先・検討の場：市役所庁内の関係課作業部会
〇主な検討内容　　：関係課の役割分担、事案を他へつなぐ際のルール化、会議体の運営方法

＜スーパーバイズの効果＞
- ☑ どのようなケースを複雑・複合化された事例として取り扱うか整理することができた
- ☑ 担当者が異動した場合に備え、運用ルールに係る内規を作成した
- ☑ 副市長をトップする庁内会議と係長級の幹事会を設置し、組織体制を確立できた

事案②：多職種が連携した会議での支援プランの質の向上

〇スーパーバイザー：精神保健福祉士Ｂ相談員、児童心理司Ｃ
〇派遣先・検討の場：重層的支援会議
〇主な検討内容　　：精神や児童の発達に関するアセスメント、コーディネート技術の向上

＜スーパーバイズの効果＞
- ☑ 市外の精神科病院とのネットワークができ、医療保護入院として治療が開始された
- ☑ 心理職の知見による子どもの療育状況に関する見立て、虐待への通報につながった
- ☑ 会議におけるファシリテーターの育成や、平時における相談員の対応力が向上した

スーパーバイザーの活用事例（社会参加に向けた地域づくり）

※個別事例を参考にアレンジしたものです

事案③：孤独・孤立の防止に向けた多世代が交流できる拠点の設置

〇スーパーバイザー：市町村社会協議会 地域福祉課　D係長
〇派遣先・検討の場：地区社協の運営会議
〇主な検討内容　　：通いの場の多世代化や周知の方法、有償福祉サービスの運営

＜スーパーバイズの効果＞

- ☑ 高齢者の通いの場に子ども食堂の機能を持たせ、多世代交流が開始された
- ☑ 市報や民児協等の会議の場、ＳＮＳの活用等により有償福祉サービスを効果的に周知できた
- ☑ 身寄りのない高齢者やひきこもりの単身者等を早期発見し、市に連絡できる機能を設けた

事案④：自立に向けた中間的就労の場の開拓

〇スーパーバイザー：就労支援事業所　Ｅ施設長
〇派遣先・検討の場：市役所・社協による参加支援事業の検討の場
〇主な検討内容　　：参加支援事業のつなぎ先となる企業や団体の開拓、メニューの検討

＜スーパーバイズの効果＞

- ☑ 障がい者就労支援事業所のノウハウを活用した就労訓練の考え方を学ぶことができた
- ☑ お試し就労のための仕事の切り出しや協力企業の開拓に向けた手法を紹介された
- ☑ ハローワーク等とのネットワークが構築でき、一般就労にまでつながった

令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災

○ 災害救助法適用（発災当日）
○ 焼損：196棟、人的被害：死者1名、負傷者1名（消防庁）
○ 災害義援金：12億円超（県、市、日赤、共募等の受入額を合算）
○ 災害派遣福祉チーム（DWAT）派遣：54名（34日間）

（12/3（水）知事議会答弁）
　このような大規模火災にもかかわらず、奇跡的に犠牲者が最小限にとどまったことは、日ごろから地域の方々が築いてきた絆と、迅速な避難行動、そして互いに助け合う互助の精神の賜物であると感じている

誰もが共に支え合い、一人ひとりが生きがいや役割を持って暮らすことのできる地域共生社会の実現へ

宮 崎 県

1　重層的支援体制整備事業に係る宮崎県の状況

R6：本格実施　7自治体　　移行準備事業　6自治体
R7：本格実施　9自治体　　移行準備事業　7自治体
R8：本格実施　13自治体

	R２	R３	R４	R５	R６	R７	R8
宮崎市						移行準備事業	本格実施
都城市	モデル事業	移行準備事業	本格実施	本格実施	本格実施	本格実施	本格実施
延岡市	モデル事業	移行準備事業	移行準備事業	移行準備事業	本格実施	本格実施	本格実施
日南市					移行準備事業	移行準備事業	本格実施
小林市	モデル事業		移行準備事業	本格実施	本格実施	本格実施	本格実施
日向市	モデル事業	移行準備事業	本格実施	本格実施	本格実施	本格実施	本格実施
串間市						移行準備事業	本格実施
えびの市				移行準備事業	移行準備事業	本格実施	本格実施
三股町	モデル事業	移行準備事業	本格実施	本格実施	本格実施	本格実施	本格実施
高原町						移行準備事業	
高鍋町			移行準備事業	移行準備事業	移行準備事業	本格実施	本格実施
木城町				移行準備事業	移行準備事業	移行準備事業	
川南町					移行準備事業	移行準備事業	本格実施
都農町	モデル事業	移行準備事業	移行準備事業	移行準備事業	本格実施	本格実施	本格実施
門川町	モデル事業	移行準備事業	移行準備事業	移行準備事業	本格実施	本格実施	本格実施
美郷町	モデル事業	移行準備事業	移行準備事業	移行準備事業	見合わせ中		
椎葉村					移行準備事業	移行準備事業	
高千穂町	モデル事業	移行準備事業	見合わせ中				

2　宮崎県の後方支援

①情　報　面　：国が示す理念・制度論や先進自治体の情報提供（研修会等）
②財　政　面　：新機能の１／４を県が負担
③人材育成面　：地域福祉コーディネーターの育成

地域福祉コーディネーターとは

地域の福祉的課題解決に向けて、関係機関・団体等と連携・協働し、リーダーシップを発揮する「地域福祉推進のキーパーソン」としての役割を担う人材として、平成19年度から県と県社協で養成。所属は市町村社協、社会福祉施設・包括職員、個人など。



【養成の変遷】

H19～R元：数日間の研修を受講した方をCoに認定
　　累計761名が修了
R２～R４：新規養成を停止
　　既修了者に対するスキルアップに注力
R５～　　：スキームをリニューアル
　　①スキルアップ研修に加えて新規養成の再開
　　②更新制：３年間で研修を１つも受けてないと登録抹消
　　③重層的支援体制整備を含む福祉の包括的支援体制整備についても研修
　　（制度の理解を深めたり、他の市町村との意見交換。）

【地域福祉Coの活動事例】

- 国富町「まんぷく食堂」子ども食堂
- 山田町社協　古民家「ヒサヨさんち」　居場所・活動拠点づくり

3 宮崎県で今年度開催した会議・研修会などの主な取り組み状況について

（１）5月14日（木）：令和８年度市町村地域福祉担当者会議
市町村の担当者等に、包括的な支援体制整備の必要性や重層的支援体制整備事業の概要説明、県内市町村から事例発表を行った。

（２）9月2日（水）：第１回地域共生社会推進研修（２カ所開催）
9月9日（水） 市町村や市町村社協職員及び、社会福祉施設等に勤務する地域福祉コーディネーターに対して、重層的支援体制整備事業をはじめとする地域共生社会の実現に向けた講義やグループワーク等を通してスキルアップを図った。
（講師・説明者）九州医療科学大学社会福祉学部 川崎教授
（取組事例紹介）宮崎市及び日向市

（３）10月30日（金）：第２回地域共生社会推進研修（厚労省全国キャラバンも同時開催）
包括的支援体制構築の取り組みが推進されるよう、市町村、市町村社協、地域福祉コーディネーターに対して、 地域支援を具体的かつ効果的に取り組んでいくためのプラン作成研修を実施予定。
（講師・説明者）九州医療科学大学社会福祉学部 川崎教授

（４）アドバイザー派遣：希望する市町村に対し、アドバイザーを派遣。申し込み受付中。

※その他、適宜、実施市町村を訪問して、ヒアリングや意見交換などを実施。

鹿 児 島 県

地域共生社会の実現に向けた取組

鹿児島県における
包括的な支援体制の整備に向けた
都道府県後方支援事業

鹿児島県社会福祉課

令和８年11月13日（金）

地域共生社会の実現に向けた鹿児島県の取組状況
～包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業実施状況～

【令和8年度実施市町村】

・重層的支援体制整備事業（９市町村）

鹿児島市、鹿屋市、日置市、霧島市、志布志市、中種子町、大和村、 和泊町、知名町

地域共生社会の実現に向けた鹿児島県の取組状況
～包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業実施状況～

【令和9年度実施予定市町村】

・重層的支援体制整備事業（８市町村）

鹿児島市、鹿屋市、日置市、霧島市、志布志市、
中種子町、大和村、和泊町

地域包括支援体制人材育成事業

1 目 的

世帯や個人が抱える複合化・複雑化した課題に的確に対応するため、市町村において、①包括的な相談から見立て、②支援調整の組み立て、③地域資源の開発等を行う「包括的相談支援体制」を構築する上で、体制の中核を担う人材の育成・確保及び連携を図る。

2 主 催

社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会（県委託事業）

3 事業内容

⑴地域包括支援体制人材養成研修会

①基礎編

市町村や社会福祉協議会及び関係機関における地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の担当者を対象とした人材の育成のための研修

②実践編

基礎編を受講した者及び市町村、社会福祉協議会及び関係機関における地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の担当者を対象とした、期待される役割、県内外の取組についての実践報告、分野別の事前課題を基にしたグループワークなどの研修

⑵市町村間の交流・ネットワーク構築支援事業

重層的支援体制整備事業を実施又は実施を予定（検討）している市町村の関係者を対象に、それぞれが抱える課題や効果的な取組などについて意見交換や情報共有を行う場を提供し、事業の円滑な実施に資する相互の交流・ネットワーク構築を支援する。

地域包括支援体制人材育成事業

（1）地域包括支援体制人材養成研修会

地域包括支援体制人材養成研修会の開催

① 基礎編（年3回：集合1＋ｵﾝﾗｲﾝ2）

② 実践編（年1回：2日間）

（2）市町村間の交流・ネットワーク構築支援事業

重層的支援体制整備事業実施市町村等連絡会・オンラインサロンの開催

① 重層的支援体制整備事業実施市町村等連絡会（年1回）

② 重層的支援体制整備事業実施市町村等オンラインサロン（年3回）

地域包括支援体制人材養成研修会　基礎編

これから包括的に関わる相談支援機関の担当者等

○包括的相談支援体制を構築する上で必要となる人材の育成を目的に、分野毎の支援を主体とした研修
○講義＋演習

自治体・社協等の重層事業運営に携わる関係者



相談支援・参加支援等に携わる関係者



地域包括支援体制人材養成研修会　実践編

基礎編を受講した者、重層事業の実施または実施予定市町村の関係者等

○庁内・組織内連携、地域・他職種連携について考える研修。
○先進地の実践報告、事前課題を基にしたＧＷ、助言



市町村間の交流・ネットワーク構築支援事業

重層事業の実施または実施予定市町村の関係者等

実施市町村等連絡会

事前アンケートを基にした課題や効果的な取組などについてＧＷ意見交換

実施市町村等ｵﾝﾗｲﾝｻﾛﾝ

事前アンケートを基にテーマを設け、気軽な意見交換や情報共有を行う場を提供する。



沖 縄 県

地域共生社会の実現に向けた沖縄県の取組状況

沖縄県生活福祉部福祉政策課

ゆいまーる事業（市町村における包括的な支援体制構築支援）

沖縄県社会福祉協議会へ一部委託

1. “包括的支援体制づくり推進セミナー”の開催

包括的な支援体制づくりについて、市町村福祉担当各課をはじめとする関係機関で共通理解を深め、各市町村での体制づくり推進を図る。

2. 市町村間の交流・ネットワーク構築支援（検討会の開催）

重層事業実施市町村と包括的支援体制構築に向けての進捗が確認されている市町村を構成員（行政・社協職員）として定め、課題整理や取り組み（庁内連携・事業企画構想等）についての意見交換や検討を行い、それぞれの“包括的な支援体制づくり”に繋げる。

3. 市町村内の庁内連携に向けた後方支援（個別支援/随時）

市町村内での体制づくりに向けた具体的検討（庁内連携会議等）に向けて、会議企画・運営に向けた個別の相談支援など後方支援を展開する。

※支援対象は、市町村だけでなく市町村社協も含む

包括的支援体制づくり推進セミナーの開催
～庁内連携の必要性と話し合いの場づくりのスキルを学ぶ～



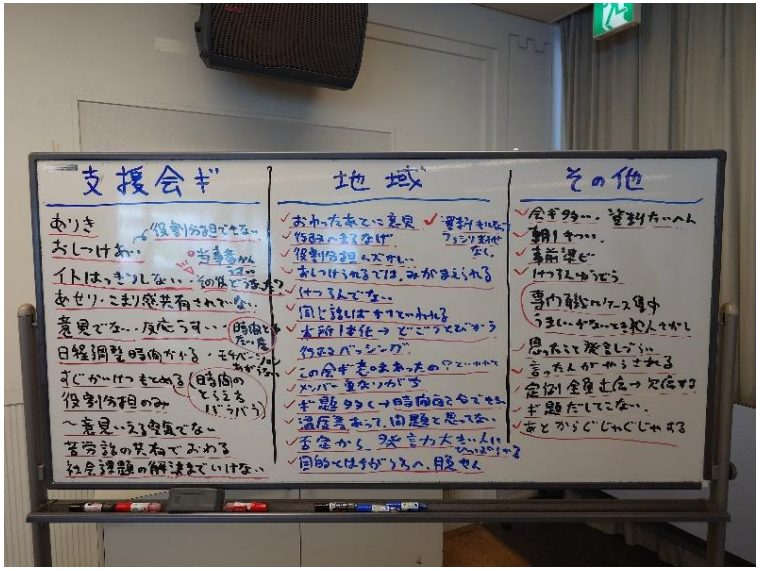

包括的支援体制整備の過程では、市町村、社協職員等の多様な立場の職員や機関との会議の開催は必要不可欠である。

一方で、現場からは会議を進めるにあたり「意見が出ない」、「まとまらない」、「事前準備等の負担が大きい」等の声が挙がっていた。

そのため、今年度はファシリテーションの基礎を学ぶセミナーを開催し、講義及びグループワークを通して、会議を進めるために必要な知識及びスキルの習得を図った。

複数の市町村、市町村社協職員の参加があり、「板書のまとめ方等は明日から実践できそう」等の感想が見受けられた。

市町村間の交流・ネットワーク構築支援（検討会の開催）
～令和8年度における検討会の進め方～

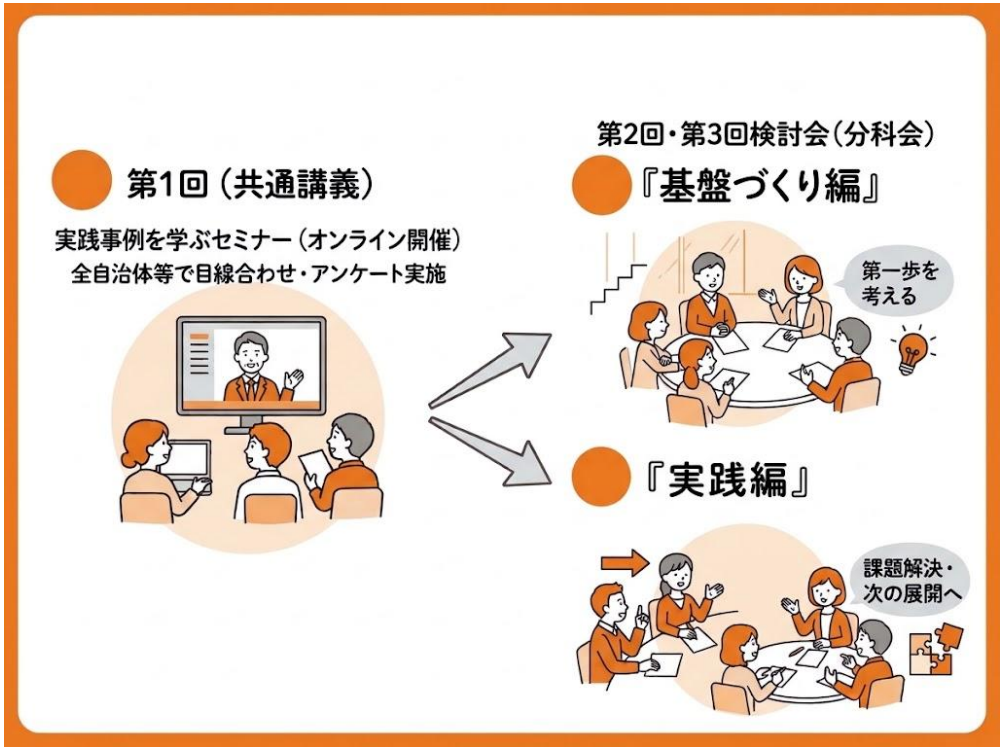

包括的な支援体制づくり検討会を3回開催し市町村の支援体制づくりを推進する。

第1回はオンラインによる実践事例を学ぶセミナーを全市町村を対象に開催した。（事例は岩手県盛岡市より提供）

第2・3回の検討会は市町村ごとの進捗が異なることを考慮し、現在地の整理と取組の第一歩を支援する「基盤づくり編」、包括的支援体制づくりを進める中で生じた課題解決等を支援する「実践編」を設定している。

市町村内の庁内連携に向けた後方支援（個別支援／随時）
～豊見城市での支援の一例～

県及び沖縄県社会福祉協議会で豊見城市を訪問し、市の課題について整理しながら、より効果的な勉強会を開催できる方法を検討した。

その結果・・・

全庁的な包括的支援体制づくりに取り組むため、福祉部局や社協だけでなく、都市計画課や学校教育課等の関係部局職員を対象とした勉強会を開催。
初めに市長挨拶を設定することで、「全庁的にやる」機運を醸成した。

その他の取組として
～市町村のニーズ把握のためのアンケート調査～

包括的な支援体制整備に向けた現状調査票 市町村行政用

1. 所属先について(基本情報)

設問番号	設問文	回答欄
1	市町村名について	
1-2	回答者の部署及び氏名	
1-3	連絡先アドレス	

2. 包括的支援体制整備に向けた現在の状況(フェーズ確認)

設問番号	設問文	回答欄	
2	令和8年9月末時点での、貴市町村における包括的支援体制の整備状況についてお答えください。 【該当項目一つに○】 ※重層事業実施予定時期が具体的に定まっている場合は、年度をご記入ください。 ※その他の場合、現状もご記入ください。		重層的支援体制整備事業の導入に向けて具体的に検討・準備中である (実施予定時期：令和　　年度)
			重層的支援体制整備事業は実施しないが、包括的な支援体制の強化・構築に向けて検討・準備中である
			必要性は認識しているが、現時点では具体的な動きは無く、情報収集段階である
			検討した結果、重層的支援体制整備事業は実施しないこととしており、包括的支援体制の構築についても現在は具体的な検討を行っていない
			その他（　　）
2-2	包括的な支援体制の強化・構築(重層事業導入も含む)に向けて、現在取り組んでいることがあればお答えください。 【複数回答可】 ※その他の場合、取組をご記入ください。		庁内関係部署との検討・協議
			庁内横断的な会議・連携体制の構築
			市町村社協との検討・協議
			相談支援機関等との連携体制づくり
			複合・複雑化したケースに関する多機関での支援調整・ケース会議
			庁内での勉強会・研修会
			地域資源の把握・地域づくりの検討
			他の自治体の事例収集・視察
			その他（　　）
			現時点では具体的な取組は行っていない
3	日頃の住民支援で、包括的な支援体制の強化・構築の必要性を感じることはありますか。		非常に多くの案件で感じる
			ある程度の案件で感じる
			ときどき、特定の案件で感じる

アンケートの一部抜粋

各市町村の持つニーズを把握し、より良い事業実施ができるよう、市町村及び市町村社協を対象とした県独自のアンケート調査を実施している。

アンケート項目は、国のロジックモデルを参考に作成した。（例えば、現状の取組については、「活動／アウトプット」の記述を参考にしている）

NPO 法人　抱樸

プラザ抱樸
居住サポート住宅について



2026/11/13

NPO法人抱樸

1. 大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

大家の不安

死亡時のリスク

- ○死亡後に部屋に残置物があったり、借家権が残ると、次の人に貸せない。
- ○孤独死して事故物件になったら困る。

入居中のリスク

- ○家賃を滞納するのではないか。
- ○入居後に何かあっても、家族がいない要配慮者の場合、連絡や相談する人がいない。
- ○住宅確保要配慮者は、他の住民とトラブルが生じるのではないか。

大家側では対応しきれないリスクがあるため、相談・内覧・契約を断る実態がある

①“賃貸借契約が相続されない” 仕組みの推進　死亡時のリスク

・ 終身建物賃貸借※の**認可手続を簡素化**
（住宅ごとの認可から**事業者の認可へ**）

※賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する（相続人に相続されない）賃貸借

②“残置物処理に困らない” 仕組みの普及　死亡時のリスク

・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人の業務**に、入居者からの委託に基づく**残置物処理を追加**
（令和3年に策定した残置物処理のモデル契約条項を活用）

③“家賃の滞納に困らない” 仕組みの創設　入居中のリスク

・ **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**（認定保証業者）を国土交通大臣が**認定**

◆認定基準：居住サポート住宅に入居する要配慮者の家賃債務保証を原則引き受ける、緊急連絡先を親族などの個人に限定しない　等

⇒（独）**住宅金融支援機構**（JHF）の家賃債務保証**保険**による要配慮者への**保証リスクの低減**

家賃債務保証業者の全体イメージ



④“入居後の変化やトラブルに対応できる” 住宅の創設（2. 参照）

入居中のリスク　死亡時のリスク

居住サポート住宅の概要

国土交通省と厚生労働省の共管

居住支援法人等※が大家と連携し、
①日常の安否確認、②訪問等による見守り
③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ　を行う住宅（居住サポート住宅）を創設

※ サポートを行う者は、社会福祉法人・NPO法人・管理会社等、居住支援法人以外でも可能

供給体制等

孤独死、残置物、家賃滞納、近隣住民とのトラブル・・・、いろいろと心配。安心して空室を貸し出したい

大家

連携

居住支援法人等

要配慮者の生活安定のため住宅提供や福祉へのつなぎをスムーズに行いたい

手続　・市区町村長（福祉事務所設置）等が国土交通省・厚生労働省の共同省令に基づき、計画を認定

特例　・入居する要配慮者については認定保証業者が家賃債務保証を原則引受け
・入居者が生活保護受給者の場合、住宅扶助費（家賃）について代理納付を原則化

支援　・改修費、家賃低廉化等の補助

居住支援法人等がサポートを行うことで要配慮者に住宅を供給

居住サポート住宅

［ 日常のサポート ］

要配慮者

①ICT等による安否確認

②訪問等による見守り

［入居する要配慮者の生活や心身の状況が不安定になったとき］

家計管理が心配…　介護が必要…　等

③福祉サービスにつなぐ

つなぐ福祉サービス（例）

生活にお困りの方
・自立相談支援機関
・福祉事務所
・家計把握や意欲向上の支援
・就労支援、生活保護の利用

高齢者
高齢者福祉の相談窓口
・ホームヘルプ、デイサービス

ひとり親
・福祉事務所
・母子家庭等就業・自立支援センター
・母子・父子自立支援員による相談、助言
・こどもの生活指導や学習支援

障害者
障害者福祉の相談窓口
・居宅介護、自立生活援助
・就労支援　等

※福祉の専門的な支援を必要とする場合は、要配慮者の特性に応じて福祉サービスを実施する関係機関につなぐ
※課題が複雑など、つなぎ先の判断に迷う場合自立相談支援機関にて受け止め

出典：国土交通省

みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業＜サブリース型＞

国土交通省

入居する住宅確保要配慮者の見守りや福祉サービスへのつなぎなどを行う賃貸住宅(居住サポート住宅等)について、サブリースや自ら所有する住宅の賃貸借により、今後、提供を予定する居住支援法人等に対して、事業の検討、試行等を実施するための費用を支援します。

事業主体	居住支援法人等
補助対象	事業を実施するための検討、試行、普及・広報に要する費用
補助率	定額
補助限度額	1事業あたり300万円／年
補助要件	1. 民間賃貸住宅の**サブリース又は自ら所有する住宅**の賃貸借により、住宅確保要配慮者に対して住宅の提供を行うこと 2. 当該住宅に入居する住宅確保要配慮者に対して、**緩やかな見守り**や**定期的な訪問**を行うほか、入居者の心身等の状況に応じて**福祉サービスにつなぐ**こと 3. 居住支援協議会への参加等**地方公共団体との一定の連携**が図られていること 4. 補助事業の成果に関する情報公開を行うものであり、国への情報提供に協力すること ※ 1,2を行うための体制の検討や構築を行う取組（年度中の入居に至らない取組）も補助対象になります。
支援期間	最大3年間

【サブリース型】のイメージ

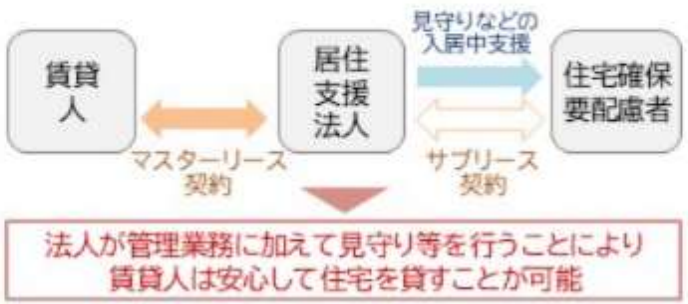

○ 居住支援法人等において現在既に検討中の取組も補助対象になります。

○ 居住支援法人等において見守りなどを行う住宅を供給する体制が既に構築されている場合でも、更なる取組のための検討や、構築した体制の妥当性の検証等を行う取組は補助対象になります。

引用：国交省

抱樸の居住支援のＡＢＣ⇒「住宅」と「暮らし」の一体支援を「地域」で！



住宅確保困難者



一時生活支援
自立支援施設

Ａ 住宅確保支援型

物件確保支援

Ｂ 地域居住型

地域互助支援
生活サポート（NPO）

B1 見守付地域居住

地域サロン

大家（サブリース）

ＯFI、ナップ（保証）

抱樸（生活支援）

B2 借上型支援付地域居住

Ｃ 生活支援付共同居住



24時間生活支援付
制度外民間施設



専門施設

Ｂ-2　借上型支援付地域居住

※単身生活可能だが日常的な見守り及び時として生活支援が必要

① 地域が抱える課題マッチングによる新しい価値（ビジネス）創造

⇒不動産・・・学生向けマンションの空き家化問題解決

⇒家賃債務保証会社・・・家賃滞納事故問題解決

⇒生活支援ＮＰＯ・・・・生活支援費用の負担問題解決



②住宅確保　不動産「田園興産」（オーナー）からＮＰＯ抱樸が借上げ（サブリース）

⇒鉄筋コンクリート12階建　耐震、耐火構造

⇒60室借り上げ、うち46室を見守り支援付き住居として

⇒管理人常駐体制　　⇒２４時間相談受付（NPO）

⇒保証人ＯＦＩとの連携・・・家賃見守、オートコール

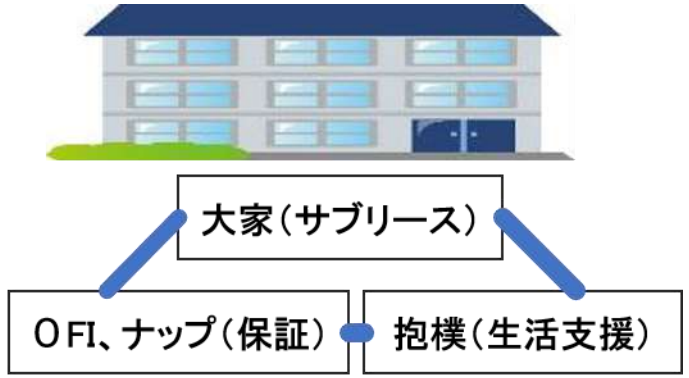

③　保証人確保　ＯＦＩ、ナップとＮＰＯ抱樸による生活支援付保証人事業

※ＮＰＯが実施する生活支援費の確保のしくみ

サブリース差益⇒9000円（月額）生活支援費（平均3万円の物件を2万円で借上）

生活支援付保証⇒2000円（月額）生活支援費

■合計　一部屋に付11,000円（月額）の生活支援費を確保

※46室のサブリースで年間約607万円のサポート経費を確保

プラザ抱樸　入居費用

月額費用
家賃：29,000円
公益費：6,050円（水道料・給湯料・町費）
生活支援費：2,200円
OFI賃貸保証料（継続）：351円（初回の1％）



その他初期費用
敷金：58,000円（家賃2か月分）
OFI賃貸保証料（初回）：35,050円（家賃＋公益費）



「プラザ抱樸」の1室を居住サポート住宅に登録（2025年10月1日　第１号）

⑤居住サポート住宅
（2025年10月新設・制度）14室
ICTによる安否確認と相談支援員による訪問相談支援

④日常生活支援住居施設
（2021年度増設・制度）
20室　サロン1か所　常駐4名

③障害グループホーム
（既存・制度）
2ユニット（12室）　サロン2か所
支援員　5名　日中常駐

②地域交流サロン相談窓口
（既存・非制度）
1か所設置　地域住民と入居者の交流

①生活支援付住宅
（既存・非制度）
46室　管理人常駐　相談支援員1名

ごちゃまぜ型支援付き住宅



支援付き住宅「プラザ抱樸」とは？
→属性超えた
「ごちゃまぜ」型　支援付き住宅群

・制度と非制度を組み合わせることで「断らない体制」を実現
・同一建物内に複数のスタッフが存在・相互に助け合う体制
・プラザ抱樸が大きな家族・入居者同士の助け合いと出会い

①ICTなどによる毎日の安否確認

◆スマホのアプリを活用し、スマホが一定期間作動していない場合、
管理システムに「異常検知」通知が届く。
→支援員による早期の対応ができる。
→入居者にとっての安心につながる。

◆特殊な入力や動作の必要がなく、スマホを日常的に使用するだけで、
安否確認が行える。
カメラ等が無く、入居者の精神的負担が少ない。

※ホームネット株式会社の見守りサービス「GOOSE」を利用。




GOOSE KANRI
ホームネット株式会社
ユーザー管理
クリア
検索
CSVダウンロード

②訪問等による見守り



◆3日に1回の管理人による安否確認を行っている。

→いつもと違う様子、変化が見られた場合は、支援員に連絡。

専門的な支援、対応を支援員が行う。

◆日々の支援として、生活に関する相談を受けたり、健康相談受診支援、家計管理支援、就労支援、転居支援を行っている。

→2024年度の生活支援付き住宅　総対応件数　2,458件



◆生活支援費　毎月4,510円(税込)　※ICT利用料込み

③福祉サービスのつなぎ

＜行政＞
・各区福祉事務所
・各区自立相談支援機関
・小倉北区介護保険課
・小倉北区障害福祉課
・小倉北区地域包括支援センター
・小倉北区子ども・家庭相談コーナー
・子ども総合センター（児童相談所）

＜医療機関＞
・北九州市内精神科病院　7カ所
・その他病院　18カ所
・訪問看護ステーション　10カ所

＜高齢による民間福祉サービス等の支援＞
・ケアプランセンター、ヘルパーステーション等　11カ所
・福祉用具事業所　1カ所

＜障害による民間福祉サービス等の支援＞
・相談支援事業所、ヘルパーステーション等　11カ所
・B型就労継続支援事業所　3カ所
・児童発達支援事業所　1カ所
・訪問マッサージ事業所　1カ所
・基幹相談支援センター

＜司法関係＞
・司法書士、弁護士事務所　3カ所

2025年10月14日、北九州市長が訪問されました!
～ニュース、新聞等で紹介されました～

【福岡県】

北九州市が全国初の「サポート住宅」認定　NPO抱樸が提供の高齢者向け住宅　ICTで見守り強化

西日本新聞 2025年10月20日(月)



居住サポート住宅に認定された部屋で取材を受ける奥田知志理事長

高齢者が安心して暮らせる住居を増やす目的で今月から始まった国の「居住サポート住宅」認定制度で、北九州市は、困窮者支援に取り組むNPO法人「抱樸（ほうぼく）」（八幡東区）所有の住宅を全国で初めて該当施設として認定した。全国屈指のスピードで高齢化が進む市は、制度の利用を促進し、単身高齢者らの住宅支援を強化していく方針だ。

新制度は、病気などを理由に入居を断られがちな高齢者の住まい確保につなげようと国が今月1日に創設した。「居住支援法人」に指定されたNPOや社会福祉法人がICT（情報通信技術）機器を活用して入居者の生活を見守り、孤独死などを心配する大家が貸しやすい環境を整える。市区町村が居住支援法人と住居の認定を担い、認定された住居にはバリアフリー化や耐震補修に対する国の補助も受けられる。国は今後10年で10万戸の認定を目標に掲げる。

市は制度開始に合わせ、抱樸が小倉北区に所有する集合住宅の1室（1K）を認定。今月から高齢男性が入居し、抱樸が居住支援法人として見守りを担う。家賃はサポート費用などを含め月3万9450円。

室内には電気メーターの使用量を解析するセンサーが設置され、起床や外出、入浴など入居者の生活リズムを把握。異変があれば抱樸に知らせが届く仕組みだ。生活支援員が3日に一度訪問し安否確認も行う。

抱樸は2018年から集合住宅を借り上げ、見守り付きで単身高齢者などに部屋を提供しており、今回の制度創設のモデルとなった。奥田知志理事長は「従来、家族が担ってきた役割の代わりになれる制度だ」と話し、14日に現地に視察に訪れた武内和久市長は「高齢化先進地である市で、新しい見守りの形ができたのは大変心強い」と述べた。

引用：WAM NET(https://www.wam.go.jp/newsPublic/public-detail?newsno=2985)

全国初の「居住サポート住宅」北九州市で認定　入居者の安否確認や見守りを実施

2025/10/14(火) 12:07 配信　2



RKB毎日放送

人居者の安否確認や見守りなどを行う「居住リポート住宅」が全国で初めて、北九州市で認定され、武内市長が視察しました。

【写真で見る】北九州市で認定　入居者の安否確認や見守りを実施

全国初の「居住サポート住宅」に認定されたのは、ホームレスの支援などを行う認定NPO法人「抱樸」が運営する小倉北区のマンションの一室です。

「居住サポート住宅」は、日常生活の援助が必要とされる人向けの住宅で、センサーによ

引用：Yahoo!ニュース
（https://news.yahoo.co.jp/articles/2a08965f22f58cdafe60e754b7cddf7f047786a8）



引用：RKB毎日放送News（https://www.youtube.com/watch?v=u6HnneGGBB0）



写真：2025/10/14 NHKニュース報道